

『福島正夫著作集 第7巻
法と歴史と社会とⅠ』

勁草書房 1993年 ix+563ページ

中 生 勝 美

I

1989年12月14日に83歳で逝去された福島正夫氏は、幅広い研究対象領域に業績を残した。勁草書房から刊行されている『福島正夫著作集』は、現在参照が容易な単独著書を除外しても全9巻の分量になり、膨大な論稿からテーマ別に重要なものを集成して編纂されている。著作集は現在刊行中であるが、本稿では第7巻の「法と歴史と社会とⅠ」を書評する。

まず、本書の構成は次のとおりである。I「法と歴史と社会と」、II「東京帝大セツルメントをめぐる」、III「中国農村慣行調査 資料」、IV「資料について」、V「研究方針など」。巻末に編集者の一人である、福島正夫夫人、小夜子氏の解説がある。この解説は、各論文の要旨を簡潔に要約しているだけでなく、執筆時の福島のお私にわたるさまざまな事情に言及しており、本書の内容を知るうえで大変役立つ。

本稿では、幅広い研究の足跡を残した福島の問題関心と経歴についてまとめ、未発表のノートなどを収録したIII「中国農村慣行調査 資料」の部分に焦点を当てて論じていきたい。

II

福島正夫の学問と業績の概要は、I「法と歴史と社会と」の座談会で福島自身が語っている。この座談会は、1967年に東大東洋文化研究所を定年退官した福島を囲んで、清水誠・利谷信義・唄孝一・藤田勇が参加して行なわれた。

福島は1906年生まれ、第一高等学校から東京帝国大学（以下、東大）法学部へ進学した。法学部では、

我妻栄の民法に多少の興味をもったが、大教室での法解釈学を中心とした授業だったので、法学自体は面白くなかったという（10ページ）。福島が法律の必要性に目覚めたのは、大学2年になってから東大セツルメント（以下、セツルメント）に参加するようになってからだと述懐する。セツルメントは1925年に設立された東大の教育と学生を中心とする社会運動団体である。東京・柳島のスラム街に穂積重遠と末弘厳太郎の2人の東大法学部教授が中心となり、ほかに数名の教官や学生が参加して、地域の人々の医療、成人教育、託児、児童教育、法律相談や、その基盤となる社会調査などの事業を行なった（II「東京帝大セツルメントをめぐる」に詳しい）。福島は、ここで無料法律相談を担当しながら、法律がどのように実社会で機能しているのかを学んだという。

福島はセツルメントの活動に熱心だったが、大学の講義にも欠かさず出ていた。当時の東大法学部では、教師の間で同僚の学説を批判する風潮があったと述べられている（17ページ）。このような「風潮」が、後述する中国の村落共同体をめぐる平野義太郎・戒能通孝論争の背景になっているのだろう。

大学卒業後は、不動産会社に入社して不動産金融の仕事をしなが、セツルメント近くに住み込み、セツルメントで法律相談を担当している。さらにこの頃、我妻栄の「抵当権判例法」の判例整理と解説を手伝った。このときの我妻の指導訓練が、その後非常に役立ったと福島は述懐している（28～29ページ）。また1934年には、福島が資金援助をした中に共産党員がいたため、日本共産党のシンパとして治安維持法違反容疑で1カ月拘留された^(註1)。

1938年にセツルメントは解散されたが、39年には満鉄調査部と東亜研究所が協力して実施した「支那慣行調査」（以下、中国慣行調査）を東亜研究所側で担当した第六調査委員会学術部委員会の幹事、および学術部委員会の第一部農村慣行調査（主任末弘厳太郎）の研究員となった。ちなみに第二部は商事慣行調査（主任田中耕太郎）、第三部は都市不動産慣行調査（主任山田三良）であった。学術部委員会の研究員と満鉄側の調査員には、東大セツルメント

の関係者が多かった。たとえば農村慣行調査の満鉄側の中心的調査員であった杉之原^一はセツルメントで福島の先輩であり、杉之原を含めた満鉄側の調査員には、治安維持法違反容疑で検挙された人が多かったという。

中国での農村慣行調査は、広義の戦争協力の学問的作業であるという本質を、福島は当時から認識していた。しかし、学術部委員会の中心人物である末弘厳太郎が、この調査は政策奉仕ではない純学問的調査だと強調したことが救いだったと述べている(36ページ)。しかしこのような考え方は、学術部委員会委員の統一した見解ではなかった。たとえば平野義太郎は、末弘が極力回避した対中国政策研究に一步踏み込んだと福島は評している(41ページ)。その平野は、ウィットフォークの『解体過程にある支那の経済と社会』(中央公論社 1934年)の翻訳もあり、中国の法慣行にも詳しく読んだ。アジア的生産様式論の図式から中国社会停滞論を展開し、停滞的な側面として宗族組織・土俗宗教・村落制度に着目していた。これに対して近代主義者の戒能通孝は平野に激しく論争を挑んだ。しかし戒能は、自分の分析した中国社会から戦後の中国を予測しえなかったと自己批判して、戦後『法律社会学の諸問題』を絶版にしたという(42ページ)。

福島は1941年に応召し、朝鮮で1年間歩兵をした後、陸軍法務官になった。戦後ソビエトに抑留され、3年間の収容所生活を送った。収容所は将校専用だったので、強制労働はなく、福島は文化クラブの責任者となり、ロシア語新聞を翻訳して壁新聞を作っている。これが、戦後のソビエト法研究の基礎となった。帰国後、法務調査意見長官資料統計局資料課長となり、土地制度史と比較労働法の研究をしたが、1950年退職し、『日本勸業銀行史』の編纂に従事した後、52年から東大東洋文化研究所の研究員となった。そして勸業銀行史研究を生かした『日本資本主義の発達と私法』(『法律時報』第25巻第1号～第11号 1953年)をまとめている。また「日本における法の継受」の問題を、社会=経済的要素に関連させ、文化変容としての比較法学にも関心を寄せている(80ページ)。その観点から、ソビエト法と中国法の比較

研究も行なった(117ページ)。そのほか、「家」制度研究会を組織し、飛驒・白川村の調査をしたり(「山村の『家』と資本主義——飛驒白川村の分家事件を通じて——」)、森林所有権研究会、扶養の調査、社会主義法研究会の組織など、幅広い研究領域で仕事を残している。

III

中国農村慣行調査の経緯は、戦後に出版された『中国農村慣行調査』第6巻に掲載された、農村慣行調査に従事した調査員の座談会(以下、座談会)で概略を知ることができる。この座談会は満鉄北支経済調査所第三班(慣行班)が行なった聞き取り調査の経緯を中心テーマとしている。それに対して本書は、第六調査委員会学術部委員会側の消息を知る唯一の公刊資料になっている^(註2)。

中国慣行調査は日本学術振興会が調査を企画し、それを東亜研究所が興亜院から委託される形をとって行なわれた。中国慣行調査を実施する組織として東亜研究所に設置されたのが第六調査委員会である。そして東大法学部関係者が法的慣行を調査するために第六調査委員会に学術部委員会を、京大経済学部が経済慣行を調査するために、学部内に支那経済慣行調査部を設けた(248ページ)。中国慣行調査の開始にあたって、東亜研究所、両大学関係者、満鉄調査部の4者合同の打合せ会が開催された。福島は、東西の大学の教授がお互いを知らなかったことに驚いたという。両大学の教授が自己紹介などせずに議論して、帰り道に幹事をしていた福島へ議論の相手が誰かを尋ねるといふ具合だったという(35, 161, 250ページ)。当時の学界の雰囲気伝える興味深いエピソードである。

打合せ会では、両大学の中国慣行調査についての方針と方法論の食い違いが表面化した。石川興二京大教授は、中国慣行調査が「東亜新秩序」という言葉に対応して「東亜経済学」を打ち立てるために、「大東亜」各地の現実の慣行に現われる経済の実体を知ることが前提とする、完全に国策順応的な方針だということを中心とした(254, 256ページ)。これ

に対して、学術部委員長の東大の山田三良は、「この調査はとくに政策に資するためのものではない、しかしわれわれが調査した結果が政策に利用されることについては、別問題である」と中国慣行調査と国策を切り離している。また末弘厳太郎も、学術的な価値を持つ調査方針を問題として、初めから国策に順応するのではないことを明瞭に主張した(253～254ページ)。石川と末弘の対立は、研究と国策をめぐる京大と東大の立場の違いだったと福島は認識している^(註3)。

さて、中国農村慣行調査と法社会学との関係について、満鉄で現地調査を担当した旗田巍から興味深い証言を直接聞いたことがある。実地調査の準備段階で、東京側の調査方針を具体化する調査項目作成に時間をかけたという。苦心して作った調査項目を杉之原に見せると、いつも意見を付されて突き返されていた。それにひきかえ、法学部の出身者が非常に短期間で調査項目を作り上げたことに、東洋史出身の旗田は驚いたという。東亜研究所の調査項目準備案の基本方針は法学者が作成しており、法学出身の満鉄側調査員にはなじみやすかったのであろう。中国農村慣行調査の調査項目には、日本民法が基礎になって作成されたと思われる部分があり、特に家族篇では中国の実情からかけ離れた質問項目もあるが、社会生活の細かい部分まで聞いていることに評者は感心させられることが多い。

1940年、調査方針と調査項目にめどがついた段階で、学術部委員会のメンバーは現地視察旅行に出かけている。その報告書が「満州北中支農村視察状況」である。中国での視察は、一カ所の滞在が1～2日と短時間であるが、この報告書は非常に質が高い。またその時の旅行日誌(第1次)および1941年の第2次北中支旅行日誌が収録されている。この日誌は、座談会での福島正夫の発言に、「当時の日記によると」という形でしばしば言及されている^(註4)。この日誌はノートに記されたものであるが、中国慣行調査の状況がよく判る。

日誌によると、参加者は次のとおり。第1次の旅行では末弘厳太郎・平野義太郎・仁井田陸・戒能通孝・福島正夫。第2次の旅行は、山田三良・我妻榮

・宮沢俊義・江川英文・鈴木竹雄・内田直作・内田力蔵・大津衛・福島正夫。戦後の法律学をになう、我妻・宮沢・鈴木が中国視察旅行に参加していたことを今日知る人は非常に少ない。また、福島小夜子氏に伺ったところでは、福島は我妻が実施した青島の都市不動産慣行調査に同行しており、その時の簡単な聞き取りメモが残されているという。東洋文化研究所に寄贈された我妻榮が遺したアジア法制関係文献には^(註5)、戦前に中国で行なわれた土地・不動産関係の調査資料が幾つか含まれているが、我妻が戦前に中国の不動産慣行を研究したことは、現在あまり知られていない^(註6)。戦後この方面の研究を我妻がまとめなかったのは残念である。

第1次の旅行日誌によると、満鉄新京支社に着いた一行は、板倉新五業務課長から中国農村慣行調査への率直な反対意見を聞いた。華北は治安の関係で調査が困難なので、それまで『満洲旧慣調査報告』などの研究蓄積のある満州を研究の対象とすべきとの意見だった(318ページ)^(註7)。また、一行は新京郊外の地政総局の写真処を訪問している。ここでは、航空写真による地籍整理の実際を見学した。集落の形態が、北満は完全な密居制で部落が大きく相互に離れているが、南満は小さい部落が散在していることが、この航空写真で一目瞭然だった。平野義太郎は、ベトナムで航空写真を利用した研究があると指摘し^(註8)、一行は写真数枚を所望したが、防諜的見地から秘密扱いであるという理由で要望は拒絶された(324ページ)。その後海城県湯崗子村を訪れ、航空写真と土地文書を照合する地籍調査^(註9)の現場を視察した(263, 323ページ)。その村は、地籍調査のモデルになっており、航空写真により道路・部落・河川とともに、作物の種類と壟の方向で各耕地を見分けていた。

続いて、一行は農村慣行調査の打ち合わせと調査地の視察のため大連から奉天を経由して北京に向かった。大連では、満鉄側の中国農村慣行調査の内部事情について興味深いエピソードが記録されている。満洲旧慣調査で有名な天海謙三郎から、調査班の内部対立を聞かされている(419ページ)。満鉄内部の軋轢や、慣行調査に対する満鉄内部での反対意見は、

前述した慣行調査の座談会でもしばしば言及されている。福島の日誌と慣行調査の座談会が一致しているのは、満鉄で新しいスタイルの調査を始めようとして、独自の新しい調査を試みた杉之原と、調査の主導権を取ろうとした古参調査員の天海との間の確執である。杉之原自身が語るところによれば、彼は意図的に従来の満鉄調査方式を排除したので、満鉄内部で孤立していったという^(註10)。

日誌では、農村慣行調査の内部事情について、座談会には触れられていない事情がいくつか記録されている。たとえば、座談会では、村田が非常によく調査をしたと語られているが、福島日誌では、逆に村田がサボタージュをして困るという不満があったと記している(428ページ)。実情はわからないが、村田が調査項目作成の段階で杉之原から受ける批判に嫌気がさし、徐々にやる気を失くした結果であったようだ。たしかに『中国農村慣行調査』を見ると、村田の行なった聞き取りは非常に少ない。慣行班は、外部の軋轢と内部対立をかかえながら、杉之原の強力な指導権によって調査を実施していたことがうかがえる。

さて、農村慣行調査の実施地点である順義県視察の状況は、日誌と報告書に記されている。順義県では県顧問の森島参事官が主に案内をしている。満鉄側の調査員が同行したが、牛欄山鎮の市場を参観しているが、農村慣行調査の調査村である沙井村には行っていない。牛欄山鎮へは、兵隊を伴った緊張した視察だった。戦後、福島正夫は旗田から、満鉄の調査員が農民と溶け合って調査できた順義県に、大きな地下道があって、抗日闘争をしていたと聞いて驚いている(37ページ)。このことは、農村慣行調査の評価をめぐる繰り返し批判されている点である。しかし評者自身の沙井村調査では、そうした歴史的事実はまったくなかった。満鉄が調査をしていたときに、2~3人の八路軍が村を通り過ぎて鉢合わせになり、井戸の中に隠れたことはあったが、八路軍が沙井村へ来たのは日本の敗戦後であると老人は断言している。順義県北部の焦庄戸に地下道を掘った革命根拠地があり、それが沙井村に抗日の地下道があったと歪曲されて日本に伝わったのが、農村

慣行調査批判に繰り返し使われているのだろう。宋弘一行が牛欄山鎮の娘々寺へ行ったとき、廟の中に反日スローガンの落書きがあったとある(363ページ)。日本軍が駐屯していたころから反日運動が組織化されていたのは、順義県北部であって、沙井村一帯ではなかった。

宋弘一行は、ほかに北京では西郊地区外火器營や掛甲屯などを視察している。興味深いのは、掛甲屯が清朝旗人の馬を世話していた使用人の集落として報告されていることである。とくにこの村は、李景漢が1920年代と50年代に調査をし、その間41年に華北総合調査研究所が現地調査員の実習として調査を行なった^(註11)。また、北京大学の学生が1983年に再調査をしたところである。掛甲屯は北京大学の西門を出たところなので、親近感のある村の報告として興味が持てた。

北京を出発した後、一行は済南・南京・蘇州・上海を回っている。蘇州では、福武直が、寒山寺近くの村で、通訳と警備兵をつけて調査していたのを訪ねている(397ページ)。当時の調査を取りまく状況がいかに厳しかったかをうかがわせる記述である。

IV

福島正夫の中国社会へのアプローチに親近感をもって読めたのは、評者も法学部出身であり、法社会的観点から中国農村に関心を持っていること、また、中国農村慣行調査の追跡調査によって研究してきた評者の経歴にも関係がある^(註12)。

戦後の『中国農村慣行調査』批判は、植民地調査として農民との信頼関係を築けずに集められた資料の信憑性への疑問が中心になっている。そこで、調査の実施方針や慣行調査の背景を知ることは、『中国農村慣行調査』を利用するためにも重要なことである。慣行調査の経緯は、前述した調査員の座談会や野間清の回想があるが^(註13)、本書に収録された中国農村慣行調査に関連する旅行日誌は、慣行調査の背景を知るうえで、部分的に調査員の座談会とは矛盾する記録を残しており、これまでとは違う観点からの新しい資料として、非常に重要である。

我妻榮は、福島の研究をデパートにたとえている(75ページ)。これは福島の研究テーマが拡散しているのではなく、激動の時代を生きた研究者が、「生きた社会」に身をおいて分析した結果であり、その方法論は単に条文や解釈や判例を暗記することではなく、問題に直面して、それを解決するための論理を組み立てる「リーガルマインド」として一貫している。それは、法律の実務家が、あらゆる方面の法律問題に対応し、解決法を模索できるのと同じことであり、福島正夫は学術界で実務的な能力を発揮した。その意味で、福島正夫の足跡は広義の法律学の範疇にはいるといえよう。

(注1) 福島はこの間の事情を詳しくは語っていないが、福島夫人によれば、月給取りになった福島がカンパしていたセツルメントのメンバーに、共産党員がいたらしい。

(注2) 東亜研究所第六調査委員会の記録は、「支那慣行調査」関係事務書類としてアジア経済研究所に所蔵されている。その概要については、井村哲郎「東亜研究所『支那慣行調査』関係文書——解題と目録——」(『アジア経済資料月報』第29巻第1、4号 1987年1、4月)参照。

(注3) しかし最近の研究では、末弘が1938年に『法律時報』誌上で中国農村慣行調査を呼びかけたときには、国策に沿う政治的意義を強調していたことが明らかにされている。石田眞「戦前・日本における『アジア法』研究の一断面——華北農村慣行調査を中心として——」(『名古屋大学法政論集』第132号 1990年3月)58ページ。

(注4) 中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』第6巻 岩波書店 1958年 464ページ。

(注5) 東京大学東洋文化研究所図書室『我妻榮先生旧蔵 アジア法制関係文献資料目録』1983年。

(注6) 都市不動産慣行調査の報告書は出版されな

かったが、原稿は完成しており、アジア経済研究所図書資料部が所蔵している。井村「東亜研究所『支那慣行調査』関係文書」参照。

(注7) 板倉新五には、板倉新五『満洲土地法論 第1巻 緒論・総論』大連 大阪屋号書店 1932年/同『満洲土地法論拾遺』(1)~(8) (『地友会雑誌』第1巻第3号~第2巻第6号 1936年12月~1937年12月)があり、満洲の土地関係についての権威の1人であった。

(注8) ビエール・グルー著 内藤完爾訳『仏印の村落と農民』上 生活社 1942年を指している。

(注9) 満洲国は1936年から8年計画で地籍整理を行ない、航空写真測量により面積を測定して地籍図を作成し、これを基礎に土地の所有者、地位、等級を定めて不動産登記簿を完成させた。満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』第一法規出版 1971年 48ページ。

(注10) 杉之原舜一『波乱萬丈——一弁護士の回想——』日本評論社 1991年 55ページ。

(注11) 李景漢『北平郊外之鄉村家庭』上海 商務印書館 1933年/同『北京郊区鄉村家庭生活調査札記』北京 三聯書店 1981年/上村鎮威編『北京西郊掛甲屯家計調査——華北綜合調査研究所所員養成所學員訓練調査報告——』1944年。

(注12) 中生勝美『『中国農村慣行調査』の限界と有効性』(『アジア経済』第28巻第6号 1987年6月)/同『中国農村の権力構造と社会変化』アジア政経学会 1990年。

(注13) 野間清・福島正夫『中国農村慣行調査』I~II (『アジア経済』第27巻第4号、第6号 1986年4、6月)。

(和光大学人間関係学部助教授)

【付記】 本稿を作成するうえで、福島小夜子氏と井村哲郎氏から、資料の提供とさまざまな教示を受けた。記して感謝の意を表したい。